

(4) 現時点で想定される論点（地域密着型サービス運営委員会）について

- | | |
|------------------|-----|
| ① 新計画の基本理念等について | P1 |
| ② 在宅サービスの見直し | P5 |
| ③ 日常生活圏域 | P8 |
| ④ サービス基盤整備 | P12 |
| ⑤ 施設等の高齢者虐待の防止 | P16 |
| ⑥ 災害対策（未然防止・訓練等） | P19 |

① 新計画の基本理念等について

ア 基本理念・基本方針

イ 施策の取組み（イメージ図）

島原地域広域市町村圏組合介護保険課

※この資料では島原地域広域市町村圏組合を「島原広域」と表現します。

ア 基本理念・基本方針

第7期基本指針のポイント

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

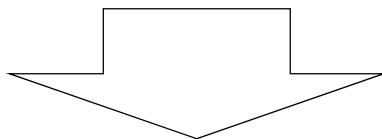
《第6期計画》

【基本理念】

「ずっとこのまちで自分らしく 住み続けられる地域社会をめざす」

【基本方針】

高齢者等の尊厳を守り、自立と生活の質（QOL）の向上を効果的に支援するため、地域や関係機関と行政等の協働による「島原半島地域包括ケアシステム」の実現を目指す



事務局案

【基本理念(案)】

元気で笑顔あふれる ふれあいと支え合いのまちづくり

【基本方針(案)】

- 地域で介護予防に取組み 高齢者が健康に過ごすことができる 市民生活の推進
- 高齢者が心豊かに安心して暮らせる地域社会の推進

目指すべき目標となる「基本理念（案）」及び目標達成のために活動などを定める「基本方針（案）」のほか、次の事項については、別途定める施策体系のなかで明示する。

- ※ 地域共生社会の理念（住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」の地域づくりなど。）
- ※ 「自立支援、介護予防・重度化防止」の明示

イ 施策の取組み（イメージ図）

《第6期》

基本目標1 元気でいきいきと活躍するために

基本目標2 だれもが自分らしく、住み続けられる地域社会づくりのために

基本目標3 安心できる住まいの確保のために

基本目標4 島原半島地域包括ケアの実現のために

《対象者ごとの施策体系の細分化に取り組む》

基本目標	施策の方向性
1 いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続	(1) いつまでも健康でありつづけるための「 <u>自立支援、介護予防・重度化防止</u> 」の推進 (2) 介護保険サービスを補完する生活支援サービスの充実 (3) 市民が主体となる地域活動の推進
2 ひとり暮らしでも住み慣れた地域で生活を継続	(1) ひとり暮らしでも安心して暮らしてつづけられる
3 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続	(1) 認知症になっても安心して暮らしてつづけられる
4 中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続	(1) 介護離職防止のための本人及び家族支援の強化 (2) 中・重度の要介護状態になっても、安心して暮らしてつづけられる
5 高齢者を支える医療と介護の連携	(1) 医療と介護の連携の推進
6 高齢者を支える人材の確保・育成	(1) 人材の確保 (2) 人材の育成（教育・研修）

（別途、施策体系以外で協議・検討を要する事項）

※ 介護保険制度改正への対応（必要に応じて「基本目標7」とする。）

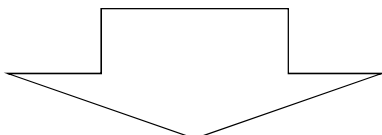
※ 地域共生社会の理念（住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」の地域づくりなど。）については、構成3市の議論を踏まえ位置付ける予定

※ 災害が発生しても安心して生活できる施策の検討（構成市の関連部局等と連携）

※ 多様な住まい方を支える新しい住まいの提案の検討（構成市の関連部局等と連携）

各委員からのご意見

- 事務局案の基本理念について、「元気で笑顔あふれる」という文言は子供っぽいので、文言を変えてもいいのではないかと。基本方針の中に「できるだけ自分のことは自分でやる」という文言をどこかにいれられないかと。
- 国の基本指針の「我が事・丸ごと」とはどういうイメージで捉えたらよいかと。



今後の対応（案）

本組合の基本理念・基本方針については、本委員会で検討し、平成30年1月に予定しているパブリックコメントにおいて、市民からの意見を集約し調整する。

国の基本指針の「我が事・丸ごと」についても本委員会で検討するが、構成市においての地域共生社会の推進の議論を踏まえてのものです。

② 在宅サービスの見直し

ア 平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲

島原地域広域市町村圏組合介護保険課

※この資料では島原地域広域市町村圏組合を「島原広域」と表現します。

ア 平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲

事務局案

保険者機能の強化のため、居宅介護支援(ケアマネ)事業者の指定権限が平成30年度から長崎県から本組合へ移譲される。
本組合における指導監査業務等については、平成28年度にも地域密着型通所介護の創設があっており、毎年度、対象事業所が増加傾向にあり、一層その重要性が増しているところであるため、保険者組織体制の強化検討等に取り組むこととする。

◆ 対象事業者の増加傾向

- 《従来》 108事業所
- 《現在》 129事業所(地域密着型通所介護 21事業所の増)
- 《平成30年度》 197事業所(居宅介護支援 65事業所の増、ミニ特養 3事業所の開業)

◆ 保険者組織体制強化等

- 指導監査業務体制を検討(従来の2倍近い対象事業者であり、介護保険サービスの中心的な役割を有するケアマネジャーが属する居宅介護支援事業者の指導等にあっては、特に、ケアマネ等の専門職の配置を考慮すべきである。)
- 国保連合会に対する事業者情報の登録(国保連合会の介護報酬審査・支払いのため、指定した居宅介護支援事業者の登録事務)

実施スケジュール

30年度(4月1日施行)

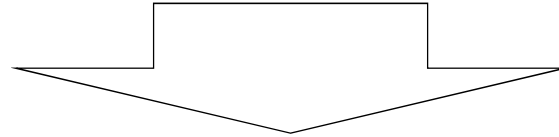
居宅介護支援事業者
(指導監査業務体制)

《保険者組織体制強化等》

- 指導監査業務体制の強化検討
- 国保連合会に対する事業者情報の登録業務への対応
- 人員及び運営に関する基準条例(3月議会定例会)

各委員からのご意見

- 指導監査業務に対する強化を具体的に検討していくべき。(職員体制、指導監査方法等)
- ケアマネジャーが不足気味であることと、資格更新に費用が多額化する傾向にあることを問題視する居宅介護支援事業者が多い。



今後の対応(案)

指導監査業務については、県の指定権限移譲に伴い、対象事業者が増加するため、今後、職員体制を含め指導監査業務体制の強化検討に取り組む。

その他、問題点は今後も必要に応じて検討する。

③ 日常生活圏域

ア 圏域設定

イ 地域密着型サービスの利用方針

島原地域広域市町村圏組合介護保険課

※この資料では島原地域広域市町村圏組合を「島原広域」と表現します。

ア 圏域設定

事務局案

「地域包括ケアシステム」の実現のため、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。国においては、おおむね 30 分以内で活動できる範囲(中学校単位等を基本)としています。

島原広域では、第3期介護保険事業計画において、旧行政区域等をベースとした22圏域を設定しました。

一方で、地域包括支援センターの設置は、現在の構成3市にそれぞれ地域包括支援センターとサブセンターを1箇所ずつ設置しています。

○ 島原市にあっては、有明サブセンターの市民の利用等が少ない状況が続いているため、平成30年度から廃止する。

■日常生活圏域と地域包括支援センター（平成29年7月末日現在）

地域包括支援センター名	日常生活圏域名
島原市地域包括支援センター 有明サブセンター（来年度廃止）	市域：島原市 有明町、三会地区、杉谷地区、森岳地区、霊丘地区、白山地区、安中地区
雲仙市地域包括支援センター 小浜サブセンター	市域：雲仙市 国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町
南島原市地域包括支援センター 有家サブセンター	市域：南島原市 加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町

イ 地域密着型サービスの利用方針

事務局案

地域密着型サービスは、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備にその目的があり、その単位を日常生活圏域（当該区域）と定め、原則として、この区域内の住民が利用するものであり、区域外の利用は認められない。ただし、島原広域では、それぞれの構成市の市域内に限り利用を認めてきました。（市内であれば区域を越える利用を認めるもの）

また、新規指定を制限しているグループホームに限り、一部規制緩和（構成市を超える利用）を実施していましたが、第7期介護保険事業計画期間においては、グループホームとほぼ同様の一部規制緩和をミニ特養にも反映する。

このため、こうした現状を踏まえ、その形態（分類）として、通所系サービス・居住系サービス等に仕分け、基本には利用者の利便性や制度上の妥当性を考慮して、それぞれに合ったサービス利用の方針を示します。

- 【グループホーム】 一部規制緩和とは、1ユニット（9人利用）単位に3人までの市外利用者の利用を可能とする。
- 【ミニ特養】 一部規制緩和とは、1施設（29人利用）に3人までの市外利用者の利用を可能とする。（新規）

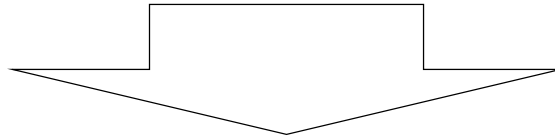
■ 第7期介護保険事業計画期間における地域密着型サービスの利用方針

分類	利用方針	サービス種類	備考
通所系サービス	島原広域の全体で高齢者の生活を支えるため、構成市の市域を越えた利用を可能とする。	小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）	通い中心で訪問・短期宿泊等を利用
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期訪問等
		認知症対応型通所介護	認知症高齢者が日帰り利用
		地域密着型通所介護	1日18人以下のデイサービス
居住系サービス	構成市の市域内での利用とする。ただし、構成市の市域を越えた利用も一部規制緩和で可能とする。（住民票の異動があった場合、事業所所在市の負担が生じないよう住所地特例的な取扱いに対応する。）	地域密着型介護老人福祉施設（ミニ特養）	定員29名以下の特養
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	

※夜間対応型訪問介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。

各委員からのご意見

- サブセンターを増やす方が介護保険法の方針に合っているのではないかと。介護予防に関しては、居宅・包括支援センターの役割が重要と言われているのに減らすというのは逆行していないか。
- ケア会議は、日常生活圏域ごとに開催するのが望ましいとなっていると思う。国が言っている日常生活圏域に1箇所の包括支援センター、これに近づけようという方向性に持って行くべきではないか。
- 有明サブセンターに1名の配置であれば、廃止については考えてもいいと思う。
- 有明サブセンターを廃止した後、また要望があれば復活するということはあるのか。



今後の対応（案）

有明サブセンターについては、利用者が少ない状況にある。また、島原市域は、雲仙・南島原に比べて面積的に狭く、市民から相談を受ける場合は、電話で受付後、訪問対応が通常である。これらを勘案し、有明サブセンターが無くても、今までどおりのサービスが提供できると考えられるため、事務局案のとおり平成30年度から廃止とする。

なお、今後、サブセンターの配置につき、必要な状態が生じた場合は、復活を検討する。

④ サービス基盤整備

- ア 介護保険施設の整備方針（特定施設含む）
- イ 地域密着型サービスの整備方針

島原地域広域市町村圏組合介護保険課

※この資料では島原地域広域市町村圏組合を「島原広域」と表現します。

ア 介護保険施設の整備方針（特定施設含む）

事務局案

基本的に第6期介護保険事業計画で示した方針を踏まえながら、第7期介護保険事業計画における整備方針(案)を示します。⇒専門部会としては意見集約にとどめ、上位委員会の判断に委任する。

《第7期介護保険事業計画》

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

新規の整備はしない。

(2) 介護老人保健施設

新規の整備はしない。(地域医療構想との整合性等)

(3) 介護医療院施設(平成30年4月創設)

新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されることとなっており、介護療養型医療施設(経過措置期限:平成35年度末)からの転換先及び病院又は診療所からの転換先として想定する。(地域医療構想との整合性等)

(4) 介護療養型医療施設(経過措置期限:平成35年度末)

(2)または(3)等を転換先とするかどうか、現存の7施設へ確認する。(地域医療構想との整合性等)

(5) 特定施設入居者生活介護

サービス付き高齢者向け住宅等の施設(施設数の特定なし)であり、入居者の70%以上が要介護者等である事を条件とし転換型として見込む。

イ 地域密着型サービスの整備方針

事務局案

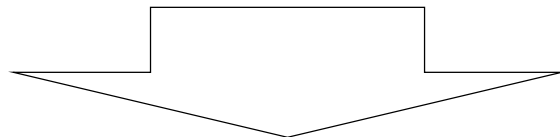
基本的に第6期介護保険事業計画で示した方針及び公募の実績等を踏まえながら、第7期介護保険事業計画における整備方針(案)を示します。⇒専門部会としては意見集約にとどめ、上位委員会の判断に委任する。

■ 第7期介護保険事業計画期間における地域密着型サービスの整備方針

分類	サービス種類	整備方針
通所系 サービス	小規模多機能型居宅介護	新規の整備はしない。
	看護小規模多機能型居宅介護	新規の整備はしない。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	新規の整備はしない。
	認知症対応型通所介護	見込んでいない。(公募制対象外)
	地域密着型通所介護	見込んでいない。(公募制対象外)
	夜間対応型訪問介護	見込んでいない。(公募制対象外)
居住系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設(ミニ特養)	新規の整備はしない。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	新規の整備はしない。
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	新規の整備はしない。 ただし、1ユニット9床未満の2施設について、3床の増床を見込む。

各委員からのご意見

- 介護医療院について、地域医療構想との整合性をどういう風に考えているのか。
- 医療介護連携において在宅医療を推進している中で、看護小規模多機能型居宅介護を整備しないということは国の方針から外れていないか。整備に関しては、議論が必要ではないか。



今後の対応（案）

介護医療院施設については、国の方で議論中である。県の方では、医療計画の作成が予定されており、今後、本介護保険計画にも反映させることになると考えている。

地域密着型サービスの整備に関して、専門部会としては意見集約にとどめ、本委員会において検討する。

⑤ 施設等の高齢者虐待の防止

ア 施設等の高齢者虐待の防止等

島原地域広域市町村圏組合介護保険課

※この資料では島原地域広域市町村圏組合を「島原広域」と表現します。

ア 施設等の高齢者虐待の防止等

事務局案

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のための虐待防止を図ることが重要であることから、高齢者虐待の防止に係る施策に取り組む。

○ 虐待が発生した施設等の種類

- ・特別養護老人ホーム 30.6%
- ・有料老人ホーム 20.9%
- ・グループホーム 15.9%

《取り組み内容》

分類	取り組み
① 構成市との連携による対応力強化	本人、家族、当該介護保険事業所職員等が、高齢者虐待に関する相談を構成市で行った場合、その緊急性に伴う対応などにつき、本組合と連携して対応できるよう協議する。
② 介護相談員派遣事業	介護相談員を各種の介護保険サービス事業所等へ派遣し、利用者ご家族以外の「外部の目」として入ることにより、虐待の防止等に取り組むこととする。 ※ 介護相談員については、構成市ごとに2名以上の配置を行う。

各委員からのご意見

- 各市に虐待防止の委員会が設置され、介護保険課も委員になっていると思うが、敢えてこの事務局案はいるのか。
- 介護相談員では、施設の虐待を解決するには厳しいのではないか。
- 島原半島圏域の事に関しては、介護保険課が率先して委員会をつくり、各市町村に対して主導を持てるようにあってもいいのではないか。
- 保険者として、県（長寿社会課）とやり取りをするという文言があった方がいいのではないか。虐待が発生した場合は、地域密着型サービスに関しては保険者が指導監査できるが、施設については、県が指導監査を行うので県から指導監査に入ってもらった方が効果的ではないか。
- 虐待に関しては、事件性等様々な事に関わってくるので、把握はしていたが対応できなかったとなると大変なことになる。保険者として厳しくするという方向性を持ってもいいのではないか。
- 介護相談員派遣が対象となるのは、施設だけなのか。通所系サービス等も含まれるのか。
- 施設の訪問を抜き打ちでされてはどうか。
- 介護相談員が各施設を回るにより、外部の目で虐待の抑止力になるということでの取組み強化ということか。

今後の対応（案）

構成市及び県の担当部署と連携し虐待への対応力を強化する。また、介護相談員派遣事業を拡大し、外部の目としての虐待の抑止力とする。

⑥ 災害対策（未然防止・訓練等）

ア 災害発生時に対応できる施策の検討

島原地域広域市町村圏組合介護保険課

※この資料では島原地域広域市町村圏組合を「島原広域」と表現します。

ア 災害発生時に対応できる施策の検討

事務局案

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震、同年8月の台風10号の影響に伴う岩手県岩泉町の高齢者グループホーム被害など、災害が発生した場合、事業所の職員でどのように高齢者を迅速に避難させるかが大きな課題です。

対策として、日ごろから地域住民と連携を図り、地域の課題等を踏まえた非常災害に関する具体的な計画を立て、地域住民とともにこれを実行する体制を構築する必要があります。

○具体的計画の立て方などは、別途、「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」を作成

《事業所関係者の意見》

区 分	内 容
島原地区老人福祉施設協議会 ※(広域型・ミニ)特養	<p>特養への入所要件は、原則、要介護3以上の高齢者である為、殆どのご利用者が自力避難は困難な状況にある。平成28年4月の熊本地震においても、被災によって特養等の施設を使用することが不可能となった約390名のご利用者が、他の施設等に避難された。</p> <p>その際のご利用者様子として、余震による影響から状態に変化を及ぼす方や、被災された上に環境の変化も伴い、ストレスに晒されてしまう方が、多く発生していたと聞いている。</p> <p>現状としては、できる限り住み慣れた地域において、馴染みの環境での介護が望ましいと思われる。その為にも、地域住民の皆さんとの交流・地域消防団等との協力が不可欠だと考えられる。</p>
島原半島認知症対応型共同生活介護事業所連絡協議会 ※グループホーム	<p>平成28年8月の台風10号でのグループホームの洪水被害(死亡9名)、平成25年2月の長崎市における火災(死亡5名)などの影響で入居する高齢者の人的被害があった。</p> <p>特に、自力避難が困難な方が多く入居するグループホームもあるため、消防用設備等の設置(消火器具、火災通報装置、スプリンクラー設備)及び防火管理(消防用設備点検報告、防火管理)と、消防署の協力を得ての防火訓練の実施に取り組むほか、地域住民とともに訓練することにも取り組めるものである。</p>

各委員からのご意見

- 車椅子等の方を避難させるときに、急いで避難させようとして怪我をさせる可能性があるかと思うので、車椅子等の方を避難させる訓練、説明等が重要だと思う。
- 様々な災害に対応できるような災害対策の手引きを作成していただきたい。
- 「災害が発生しても安心して生活できる施策の検討」という文言を「災害は発生しても対応できる施策の検討」などに文言を変えてはどうか。また、事務局案の文章に、普賢岳災害の事も入れ、島原半島で取組まなければならないという文言を入れていただきたい。

今後の対応（案）

事務局案に記載のとおり、「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」を作成する。

